

◎佐賀県条例第43号

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。